

第六回
会

参議院經濟安定・大蔵・通商産業連合委員会會議録第一号

昭和二十四年十一月二十五日(金曜日)

委員氏名

經濟安定委員

委員長 佐々木良作君

理事 西川 昌夫君 理事 安達 良助君

理事 帆足 計君 理事 藤枝 昭信君

和田 博雄君 川村 松助君

横尾 龍君 池田七郎兵衛君

奥むめお君 藤井 丙午君

大蔵委員

委員長 櫻内辰郎君

理事 波多野 鼎君 理事 黒田 英雄君

理事 伊藤 保平君 理事 九鬼紋十郎君

椎井 康雄君 森下 政一君

玉屋 喜草君 西川甚五郎君

木内 四郎君 油井賢太郎君

小林米三郎君 小宮山常吉君

高瀬莊太郎君 高橋龍太郎君

中西 功君 川上 嘉君

木村禰八郎君 米倉 龍也君

小川 友三君

通商産業委員

委員長 小畑哲夫君

理事 島 清君 理事 廣瀬與兵衛君

理事 玉置吉之丞君 理事 兼岩 傳一君

栗山 良夫君 下條 恭兵君

田中 利勝君 小林 英三君

重宗 雄三君 平岡 市三君

中川 以良君 小杉 繁安君

境野 清雄君 阿竹齊次郎君

宇都宮 登君 鎌田 逸郎君

宿谷 榮一君 結城 安次君

駒井 藤平君

○外国為替及び外国貿易管理法案内
閣送付)

午後一時三十九分開会

〔佐々木良作委員長席に着く〕

○委員長(佐々木良作君) それでは委員
会を開会いたします。

經濟安定と大蔵・通産委員会の三つ
の連合委員会を開会いたします。

外国為替及び外国貿易管理法案の審
議であります。經濟安定の委員会の
所管になったわけでありまして、

も、非常に問題が重要であります。た
に、今の大蔵委員会と通産委員会の連
合委員会を申込みまして、今日の連合
委員会に至つたわけでありまして、従
いまして、連合委員会の慣習に従いまし
て、一応私が議事の進行をやります

が、両委員長、大蔵委員長並びに通産
委員長の助けを借りながら議事進行を
いたしたいと思います。尚今日の予
定といたしまして、三時以降は次の委
員会の予定もありますので、一応三時
までで第一回の連合委員会を打ち切り
いと、こう考えます。同時に今日の委
員会におきましては、法案の提案理由
の説明を第一に伺い、それから第二番
目に提案理由の一般説明だけでは不十
分な点があるかと思ひますので、條
文について重要な点の御説明を提案者
からお願ひする、そして三番目に希
望もありますので、この法案の経過、
現在の提案に至るまでの経過につきま
して、非公式にお話を伺いたい、そう
して時間がありましたならば、四番目
に一般質問に入つて行く、こういう順

序で議事を進めて行きたいと思ひま
す。よろしくごさいましようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは最
初に安定本部長官から提案理由の説明
をお伺ひいたします。

○國務大臣(青木孝義君) 只今本委員
会に上程になつております外国為替
及び外国貿易管理法案の提案理由につ
きまして御説明申し上げます。

我が国の經濟は外国貿易を初め對外
取引に依存するところが大きいのであ
ります。最近の国内經濟の安定及び
國際經濟の動向よりしまして、國際經
済との接面がますます深まり、我が
國の國際經濟への参加体制を速かに確
立することが必要になつて参つたので
ございます。従つてこの際從來各部内
に分れておつた對外取引に関する諸法
規を整備統合して一つの基本法を作
り、これによつて輸出貿易を原則とし
て自由とし、又輸入を民間貿易に切替
える等貿易の伸張を図ると共に、國際
慣行に合致した外國為替管理制度を確
立することが必要となつたのでありま
す。これがこの法案を提案する趣旨で
あります。

この法案の要旨について申し上げます
(1) 内閣に關係審議會を設置し、外國
為替算の作成に當ると共に、外貨
資金の使用はこの外國為替算に基
いて許されるものとす、すべての對
外取引は大蔵大臣の指定する基準外
國為替相場及び通貨によるものとす
ること。

(2) 外國為替銀行等は、大蔵大臣の認
可制とし又為替銀行が外國にある銀
行と業務上の契約をするには外國為
替管理委員會の承認を受けなければ
ならないこと。

(3) 政府は、必要に応じて外國為替、
貴金屬等の所有者に対しそれらを外
國為替特別會計、日本銀行、外國為
替銀行等に売却する等その集中を命
じ、又は對外債權の回收を命ずるこ
とができること。

(4) 外國に對する支拂、外貨債權外貨
証券等の取得処分、通貨、貴金屬、
証券等の輸出入につき、必要に応じ
政府の許可を受ける義務を課するこ
とができること。

(5) 貨物の輸出については、統制を最
大限度に止め、特別の必要ある場合
に限り範圍を定めて通商産業大臣の
承認を受けることを要すること。

(6) 貨物の輸入については、承認を受
けることを要する旨を定め、又輸入
しようとする者に対して担保の提供
義務を課することができること。

(7) 關係業者の權利保護の見地から、
政府の処分に対し、不服の申立及び
訴訟の道を拓いていくこと。

このように、この法律の適用となる
対象は、外國為替及び外國貿易に關す
る國際取引一般でありまして、その範
圍は頗る広汎且つ包括的なものであり
ますが、國際收支の改善につれて之れ
ら制限規定も逐次緩和して行く方針
で、その旨明記してありますし、又國
際經濟情勢の変化に適宜即応せしめる
ため、具體的な手続等については政令
に委譲し、その弾力性ある効果的な運
用を図るつもりであります。

以上外國為替及び外國貿易管理法案
の提案理由の要旨につきまして御説明
申上げましたのであります。この法
律の実施運用により外國貿易を初め國
際取引が大いに促進され、我が國經濟
の發展に寄與するところ大なるものと
期待しております。この法案について
御賛成を得ましたならば、輸出に關す
る新手續は十二月一日より、輸入に關
する新手續は来年一月一日より実施し
たいと考えてあります。何とぞ御賛成を
お願いする次第であります。

○委員長(佐々木良作君) 續いて條文
につきまして、重要点の御説明を願ひ
たいと思ひます。外國為替管理委員會の
奥村さん。

○藤井丙午君 ちよつと説明に先立つ
て希望があるのであります。その只今
上程になりました法案を私共通説いた
しまして、なか／＼内容が広汎であり
ますと同時に、相当専門的知識を要す
るような点がございまして、御説明
の際は、條文をできれば具體的に例等
を引用して分り易く願ひたいと思ひま
す。

○政府委員(奥村竹之助君) 本法案の
内容を御説明いたします前に、この法
案に盛込まれております特色を摘んで
申上げたいと思ひます。

第一の特色は、國際的な感覺をこの
法案に取入れていることであります。

しました。更に第五十條では、いわゆる安売り、不正競争等のそしりをうけない。第六十六條では、政府機関の取引委員会権限に何ら影響するもので

ないためにも、仕向国の法令に考慮を拂うことを要求し、又第五十一條では緊急な場合、一ヶ月以内の期限を限つて船積を差止め得ることとしたしております。これは先程爲替取引の停止において御説明申しましたと同じような趣旨でございます。輸入に關しましては、第五十二條で、外國爲替予算の範圍内で最も有利な且つ有効な輸入を図るということを原則としたしまして、爲に於ける規定、第六十七條及び第六十八條はそれ／＼主務官庁の報告徴収及び立入検査の權限、第六十九條は本法案施行に關する事務の一部を日本銀行又は外國爲替銀行に委任することについての規定であります。

第九章は、第七十條から第七十三條において、本案の條項、或いはそれに基づく命令に違反した者に対する罰則の規定であります。

輸入の承認を受ける義務の具体的な範圍や方式につきましては、政令に委任して、機動的に運営することを定め、第五十五條では輸入しようとする者が、その確實な実行を保証するため担保を提供する義務を負うことある旨を定めておりますが、これが方法等については、同じく政令に委ねて、事態に即した方法による運営を図ることとしたしております。これらの政令につきましては、主務官庁において準備をいたしておりますので、いずれ更に詳しい説

附則におきましては、第一項で施行期日を定め、政令の準備と、それから我が国の只今の被占領下にある特殊事情等によりまして、全條項を一律に実施できないものがありますので、遅くとも昭和二十五年三月三十一日までに全條項が施行されることを規定しております。第二項は、本法案の施行に伴ひまして廢止される法令六件を掲げ、第三項及び第四項は経過規定を定めたものであります。只今のところで

は第四項外國島嶼の集中、第五章別長

明があると存じます。而、第五十三條では違反者に対する制裁を、第五十四條では輸出入と税関事務との不可分關係に鑑みまして、通産大臣の税関長に対する指揮監督及び委任に關して規定いたしております。

第七章は、第五十六條から第六十四條及び禁止の條項、この二章に規定いたします條項が我が国の現在の狀態に適応するのに研究すべき箇所が多々ございまして、この兩章の規定と、それから第五十二條及び、第五十五條、これは五章の中でありませんが、輸入に關する規定でありますが、この新ら

條までで、政府機關の決定に不服のある者は申立をし、公聴会で意見を述べておきます。これは国民の権利を保障することを目的としたものであります。

第八章は、第六十五條から第六十九條までで、雜則を纏めたものであります。

第六十五條では、本法案が公正にして、第六十五條では、必要な法令を準備する。それから第七條

の中の一部、第三項以下であります
が、これもまだ折衝を要する事項がござい
ますので、十二月一日には、つまり
本法律の施行期日の全体の期日には
間に合い兼ねるかと思ひますので、こ
れも暫く延ばす。併しこれはできるだ
け早く折衝の終り次第実施するつもり
であります。五十二條、五十五條は遅
くとも本年十二月末までに、第四章、
第五章も遅くとも明年三月三十一日ま
でに実施いたす予定でございます。
これを以て一応逐條御説明を終らし
て頂きます。

○委員長(佐々木良作君) 次いで、す
ぐ一般質問に移るわけですが、
その前に、先程申上げましたように、
これは特別に相当重要な法案でありま
すので、そうして会期が迫つてから審
議が付託されたわけでありますので、
提案になる前の法案作成過程における
状態を少しお聞きして置いた方がい
いという希望もありますので、そのよう
に取計りたいと思ひますが、よろし
うございしますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(佐々木良作君) 御異議ない
と認めます。ちよつとお諮りいたしま
すが、今の説明は、でき得れば秘密会
にして頂きたいという政府からの要望
であります。よろしくございします
か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(佐々木良作君) そのように
取計ります。秘密会に入りますから
議員、国務大臣、政府委員及び事務を
とる職員以外の方は御退場願ひます。
午後二時二十一分秘密会に移る
○委員長(佐々木良作君) 秘密会に移
ります。速記を止めて。

〔速記中止〕
○委員長(佐々木良作君) 速記を始め
て。それではこれで秘密会を解きま
す。

午後二時二十五分秘密会を終る
○委員長(佐々木良作君) 本日はこれ
で散会いたします。

午後二時二十六分散会
出席者は左の通り。

経済安定委員
委員長
理事

佐々木良作君
西川 昌夫君
安達 良助君
帆足 計君

委員
和田 博雄君
川村 松助君
奥 むめお君
藤井 丙午君
櫻内 辰郎君
大蔵委員
委員
理事

波多野 鼎君
黒田 英雄君
伊藤 保平君
森下 政一君
玉屋 喜章君
油井賢太郎君
小宮山常吉君
高橋龍太郎君
川上 嘉君
木村禧八郎君
委員
理事

通商産業委員
委員長
理事

小畑 哲夫君
島 清君
廣瀬與兵衛君

委員
玉置吉之丞君
小林 英三君
小杉 繁安君
境野 清雄君
国務大臣
青木 孝義君
政府委員
奥村竹之助君
外務省管理委員会委員
経済安定本部貿易局長
谷林 正敏君